



宮 崎 県 公 報

平成22年7月26日(月曜日) 第 2203 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁		
○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1		ス事業の廃止…………… (障害福祉課) 7	
○指定居宅介護支援事業者の指定…………… (") 2		公 告	
○指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 2		○個人情報保護制度の運用状況…………… (総務課) 7	
○指定居宅サービス事業所の名称又は所在地の変更…………… (") 3		○宮崎県営国民宿舎えびの高原荘及び宮崎県営えびの高原スポーツレクリエーション施設の指定管理者の指定の申請の手続の公表…………… (観光推進課) 8	
○指定居宅サービス事業の廃止…………… (") 3		○宮崎県営国民宿舎高千穂荘の指定管理者の指定の申請の手続の公表…………… (") 9	
○指定居宅介護支援事業の廃止…………… (") 4		○土地改良区の役員の就退任の届出 (3件) …… (農村整備課) 10	
○指定介護予防サービス事業所の名称又は所在地の変更…………… (") 4		○開発行為に関する工事の完了…………… (建築住宅課) 12	
○指定介護予防サービス事業の廃止…………… (") 4		人事委員会規則	
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障害福祉課) 5		○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 12	
○障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定…………… (") 5		○給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則…………… 13	
○障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の指定…………… (") 5		○休日勤務手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 14	
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所の名称又は所在地の変更…………… (") 6		○時間外勤務代休時間の指定に関する規則…………… 14	
○障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業所の名称又は所在地の変更…………… (") 6		○休日の代休日の指定に関する規則の一部を改正する規則…………… 15	
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (") 6		人事委員会告示	
		○有給休暇の承認の基準の一部改正…………… 16	
		公安委員会公告	
		○警備員等の検定の実施について…………… 16	

告 示

宮崎県告示第 481号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成22年7月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4560190318	訪問看護ステーション四本松	宮崎県宮崎市塩路319番地4	特定非営利活動法人ひなたぼっこの会	宮崎県宮崎市塩路319番地4	平成22年6月1日	訪問看護
4560190326	ヒーリングライフ宮崎	宮崎県宮崎市吉村町浮之城甲16-1	株式会社アルテディア	東京都港区東麻布1-28-13日通商事麻布ビル3F	平成22年6月1日	訪問看護
4570105256	訪問介護ステーション大淀まごころ	宮崎県宮崎市大淀4丁目3番20号	株式会社聖視	宮崎県宮崎市下北方町井手下北45番	平成22年6月1日	訪問介護

				地 1		
4570105264	デイサービス和知川原	宮崎県宮崎市和知川原 2 丁目25番地 1	宮崎医療生活協同組合	宮崎県宮崎市大島町天神前1175番地 3	平成22年 6 月 1 日	通所介護
4570105272	ケアハウス・エバグリーン	宮崎県宮崎市加江田4514-2	社会福祉法人愛鍼福祉会	宮崎県宮崎市加江田4514-2	平成22年 6 月 1 日	特定施設入居者生活介護
4570105306	ヘルパーセンター ささえ	宮崎県宮崎市青島一丁目10番27号	株式会社シルバーリゾート青島	宮崎県宮崎市青島一丁目10番27号	平成22年 6 月 1 日	訪問介護
4570105314	デイサービスセンターえがお	宮崎県宮崎市青島一丁目10番27号	株式会社シルバーリゾート青島	宮崎県宮崎市青島一丁目10番27号	平成22年 6 月 1 日	通所介護
4570105322	医療法人社団にしぞの内科デイサービスセンター桂	宮崎県宮崎市高岡町飯田字萩ノ窪 1 49-1	医療法人社団にしぞの内科	宮崎県宮崎市高岡町飯田 254	平成22年 6 月 1 日	通所介護
4570700353	ヘルパーステーション稲の穂	宮崎県串間市西方3901番 3	株式会社ライフサポート	宮崎県串間市西方3912番 1	平成22年 6 月 1 日	訪問介護
4572001032	デイサービスほおのき	宮崎県児湯郡高鍋町北高鍋 763番地 1	株式会社博愛	宮崎県児湯郡高鍋町北高鍋 763番地 1	平成22年 6 月 1 日	通所介護
4570105280	ヘルパーステーション エリア宮崎	宮崎県宮崎市佐土原町下田島 12219 - 136	株式会社エリア宮崎	宮崎県宮崎市佐土原町下田島83番地	平成22年 6 月 2 日	訪問介護
4570301699	デイサービスセンター 「なないろ」	宮崎県延岡市幸町 1 丁目58番地	有限会社エー・エス	宮崎県延岡市山下町 2 丁目3998番地 115	平成22年 6 月 7 日	通所介護
4570800435	ヘルパーステーション陽だまりハウス和音	宮崎県西都市三宅2895番地16	合同会社ボラリス	宮崎県西都市三宅2895番地16	平成22年 6 月 8 日	訪問介護
4570105330	リハビリデイサービスファミリーハウス	宮崎県宮崎市永楽町 193番地 1	株式会社ファミリーハウス	宮崎県宮崎市永楽町 193番地 1	平成22年 6 月14日	通所介護
4570105348	デイサービスセンター憩いの広場	宮崎県宮崎市吉村町浮之城甲16-1	株式会社アルテディア	東京都港区東麻布 1-28-13日通商事麻布ビル 3F	平成22年 6 月15日	通所介護

宮崎県告示第 482号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第46条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成22年 7 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業		指定居宅介護支援者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570105298	ケアプランセンターいしずえ	宮崎県宮崎市青島一丁目10番27号	株式会社シルバーリゾート青島	宮崎県宮崎市青島一丁目10番27号	平成22年 6 月 1 日	居宅介護支援

宮崎県告示第 483号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第53条第 1 項本文の規定に

より、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成22年 7 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4560190318	訪問看護ステーション	宮崎県宮崎市塩路	特定非営利活動法	宮崎県宮崎市塩路	平成22年 6 月 1 日	介護予防訪問看

	ヨ ン四本松	319番地 4	人ひなたぼっこの会	319番地 4		護
4560190326	ヒーリングライフ宮崎	宮崎県宮崎市吉村町浮之城甲16-1	株式会社アルテディア	東京都港区東麻布1-28-13日通商事麻布ビル3F	平成22年6月1日	介護予防訪問看護
4570105256	訪問介護ステーション大淀まごころ	宮崎県宮崎市大淀4丁目3番20号	株式会社聖視	宮崎県宮崎市下北方町井手下北45番地1	平成22年6月1日	介護予防訪問介護
4570105264	デイサービス和知川原	宮崎県宮崎市和知川原2丁目25番地1	宮崎医療生活協同組合	宮崎県宮崎市大島町天神前1175番地3	平成22年6月1日	介護予防通所介護
4570105272	ケアハウス・エバグリーン	宮崎県宮崎市加江田4514-2	社会福祉法人愛鍼福祉会	宮崎県宮崎市加江田4514-2	平成22年6月1日	介護予防特定施設入居者生活介護
4570105322	医療法人社団にしぞの内科デイサービスセンター桂	宮崎県宮崎市高岡町飯田字萩ノ窪149-1	医療法人社団にしぞの内科	宮崎県宮崎市高岡町飯田254	平成22年6月1日	介護予防通所介護
4570700353	ヘルパーステーション稲の穂	宮崎県串間市西方3901番3	株式会社ライフサポート	宮崎県串間市西方3912番1	平成22年6月1日	介護予防訪問介護
4572001032	デイサービスほおのき	宮崎県児湯郡高鍋町北高鍋763番地1	株式会社博愛	宮崎県児湯郡高鍋町北高鍋763番地1	平成22年6月1日	介護予防通所介護
4570105280	ヘルパーステーション エリア宮崎	宮崎県宮崎市佐土原町下田島12219-136	株式会社エリア宮崎	宮崎県宮崎市佐土原町下田島83番地	平成22年6月2日	介護予防訪問介護
4570800435	ヘルパーステーション陽だまりハウス和音	宮崎県西都市三宅2895番地16	合同会社ポラリス	宮崎県西都市三宅2895番地16	平成22年6月8日	介護予防訪問介護
4570105330	リハビリデイサービスファミリーハウス	宮崎県宮崎市永楽町193番地1	株式会社ファミリーハウス	宮崎県宮崎市永楽町193番地1	平成22年6月14日	介護予防通所介護
4570105348	デイサービスセンター憩いの広場	宮崎県宮崎市吉村町浮之城甲16-1	株式会社アルテディア	東京都港区東麻布1-28-13日通商事麻布ビル3F	平成22年6月15日	介護予防通所介護

宮崎県告示第 484号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成22年7月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	変 更 前		変 更 後		変 更年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
4572100792	夢くらぶ24介護福祉サービス	宮崎県東臼杵郡門川町加草5丁目52番地	夢くらぶ24介護福祉サービス	宮崎県東臼杵郡門川町加草1629番地	平成22年5月1日	訪問介護

宮崎県告示第 485号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成22年7月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業 所 番 号	変 更 前		変 更 後		変 更 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
4570700205	有限会社セブンブ ラザかいでんき	宮崎県串間市寺里 2-8-9	有限会社セブンブ ラザかいでんき	宮崎県串間市寺里 2-8-9	平成22年6月14日	特定福祉用具販 売
4571800327	有限会社サカモト 介護保険指定事業 所	宮崎県小林市野尻 町東麓1255番地イ	有限会社サカモト	宮崎県小林市野尻 町東麓1255番地イ	平成22年6月15日	福祉用具貸与

宮崎県告示第 486号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定
居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成22年7月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 居 宅 介 護 支 援 者		廃 止 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4571700014	都城市社会福祉協 議会山之口指定居 宅介護支援事業所	宮崎県都城市山之 口町花木2667番地 2	社会福祉法人都城 市社会福祉協議会	宮崎県都城市松元 町4街区17号	平成22年6月30日	居宅介護支援
4571700113	都城市社会福祉協 議会山田指定居宅 介護支援事業所	宮崎県都城市山田 町山田4319-2	社会福祉法人都城 市社会福祉協議会	宮崎県都城市松元 町4街区17号	平成22年6月30日	居宅介護支援

宮崎県告示第 487号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により
、指定介護予防サービス事業所の名称又は所在地の変更について次
のとおり届出があった。

平成22年7月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業 所 番 号	変 更 前		変 更 後		変 更 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
4572100792	夢くらぶ24介護福 祉サービス	宮崎県東臼杵郡門 川町加草5丁目52 番地	夢くらぶ24介護福 祉サービス	宮崎県東臼杵郡門 川町加草1629番地	平成22年5月1日	介護予防訪問介 護

宮崎県告示第 488号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により

、指定介護予防サービス事業所の廃止について次のとおり届出があ
った。

平成22年7月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570700205	有限会社セブンブ ラザかいでんき	宮崎県串間市寺里 2-8-9	有限会社セブンブ ラザかいでんき	宮崎県串間市寺里 2-8-9	平成22年6月14日	介護予防福祉用 具貸与
4570700205	有限会社セブンブ	宮崎県串間市寺里	有限会社セブンブ	宮崎県串間市寺里	平成22年6月14日	特定介護予防福

ラザかいでんき

2-8-9

ラザかいでんき

2-8-9

社用具販売

宮崎県告示第 489号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成22年 7 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

事業所 番号	指定障害福祉 サービス事業所		指定障害福祉 サービス事業者		指定 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	主たる事務 所の所在地		
4510300389	知的障害児・者支援施設ひかり学園	延岡市櫛津町3427番 4	社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団	宮崎市原町 2 番22号	平成22年 4 月 1 日	生活介護、就労移行支援、就労継続支援 B 型
4510600093	知的障害者更生施設白浜学園	日向市大字財光寺字池1565番地 2	社会福祉法人浩和会	日向市大字財光寺字池1565番地 2	平成22年 4 月 1 日	就労移行支援
4510800123	陽だまりハウス和音	西都市大字三宅2895番地16	合同会社ポラリス	西都市大字三宅2895番地16	平成22年 4 月 1 日	短期入所
4511700116	えがおの里	北諸県郡三股町蓼池4236番地 2	特定非営利活動法人笑福会	北諸県郡三股町蓼池3653番地 6	平成22年 4 月 1 日	就労継続支援 A 型
4510200530	デイステーションぶらむほうす	都城市蓑原町1656番地 1	社会福祉法人博愛会	都城市蓑原町1656番地 1	平成22年 5 月 1 日	生活介護、就労継続支援 B 型
4510200308	居宅介護支援事業所キャンパス	都城市久保原町16街区16号	社会福祉法人キャンパスの会	都城市南鷹尾町13街区 2 号	平成22年 5 月 1 日	居宅介護、重度訪問介護
4520200546	共同生活事業所キャンパス	都城市南鷹尾町13街区 2 号	社会福祉法人キャンパスの会	都城市南鷹尾町13街区 2 号	平成22年 5 月 1 日	共同生活介護、共同生活援助
4522220021	つよし荘	西臼杵郡高千穂町大字三田井1100番地 2	特定非営利活動法人天岩戸友愛会	西臼杵郡高千穂町大字岩戸1065番地 1	平成22年 5 月 1 日	共同生活介護、共同生活援助
4510600259	風舎	日向市富高6522番地	社会福祉法人風舎	日向市富高6522番地	平成22年 6 月 1 日	就労継続支援 B 型

宮崎県告示第 490号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害者支援施設の指定をした。

平成22年 7 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

事業所 番号	指定障害者支援施設		指定障害者支援施設の設置者		指定年月日
	名称	所在地	名称	主たる事務 所の所在地	
4510200266	障害者支援施設みどり園	都城市蓑原町1656番地 1	社会福祉法人博愛会	都城市蓑原町1656番地 1	平成22年 5 月 1 日

宮崎県告示第 491号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第32条第 1 項の規定により、次のとおり指定相談支援事業者の指定をした。

平成22年 7 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

事業所番号	指定相談支援事業所		指定相談支援事業者		変更年月日
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	
4530400169	相談支援事業所「すみれ」	日南市中央通1丁目1番地2	社会福祉法人日南市社会福祉協議会	日南市中央通1丁目1番地2	平成22年4月1日
4532050087	相談支援事業所このみ	児湯郡高鍋町大字北高鍋4585番地	企業組合樹の実ケアステーション	児湯郡高鍋町大字北高鍋4585番地	平成22年4月1日
4532050095	特定非営利活動法人ネットワーク福祉会グリーンハート川南	児湯郡川南町大字川南19403番地4	特定非営利活動法人ネットワーク福祉会	児湯郡川南町大字川南19403番地4	平成22年4月1日
4532140078	相談支援事業所はなはな	東臼杵郡門川町西栄町3丁目2番地12	株式会社萬葉	東臼杵郡門川町西栄町3丁目2番地12	平成22年4月1日
4530200528	相談支援事業所キャンパス	都城市南鷹尾町13街区2号	社会福祉法人キャンパスの会	都城市南鷹尾町13街区2号	平成22年5月1日

宮崎県告示第 492号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第46条第 1 項の規定により、指定障害福祉サービス事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成22年7月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		名称又は所在地		変更年月日
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	変更前	変更後	
4530300302	知的障害児・者支援施設ひかり学園	延岡市櫛津町3427番地4	社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団	宮崎市原町2番22号	知的障害児施設ひかり学園（延岡市櫛津町3427番地）	知的障害児・者支援施設ひかり学園（延岡市櫛津町3427番地4）	平成22年4月1日
4510200373	訪問介護ステーション 笑顔	都城市平塚町3185番地7	株式会社笑顔	都城市平塚町3183番地6	都城市平塚町3183番地6	都城市平塚町3185番地7	平成22年4月6日
4510500129	本町ヘルパーセンター	小林市堤2916番地5	株式会社川野ソーシャルワークオフィス	小林市大字細野1892番地5	小林市大字細野1892番地5	小林市堤2916番地5	平成22年4月6日
4510300256	特定非営利活動法人延岡市しょうがい者大輪の会	延岡市安賀多町2丁目2番3号	特定非営利活動法人延岡市しょうがい者大輪の会	延岡市安賀多町2丁目2番3号	延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4 延岡市社会福祉センター内	延岡市安賀多町2丁目2番3号	平成22年4月28日
4512100068	夢くらぶ24介護福祉サービス	東臼杵郡門川町加草1629番地	特定非営利活動法人夢くらぶ	東臼杵郡門川町加草1629番地	東臼杵郡門川町加草5丁目52番地	東臼杵郡門川町加草1629番地	平成22年5月1日

宮崎県告示第 493号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第46条第 1 項の規定

により、指定相談支援事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成22年7月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

事業所番号	指定相談支援事業所		指定相談支援事業者		名称又は所在地		変更年月日
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	変更前	変更後	
4530300302	知的障害児・者支援施設ひかり学園	延岡市櫛津町3427番地4	社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団	宮崎市原町2番22号	知的障害児施設ひかり学園（延岡市櫛津町3427番地）	知的障害児・者支援施設ひかり学園（延岡市櫛津町3427番地）	平成22年4月1日

				番地)	津町3427番地4)
--	--	--	--	-----	------------

宮崎県告示第 494号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第46条第 1 項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成22年 7月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510400080	知的障害者通所授産施設おおぞら園	日南市大字益安1025番地 8	社会福祉法人にちなん会	日南市大字益安1025番地 8	平成22年 4月 1日	自立訓練（生活訓練）
4520200033	共同生活事業所キャンパス	都城市久保原町16街区16号	特定非営利活動法人キャンパスの会	都城市久保原町16街区16号	平成22年 4月30日	共同生活介護、共同生活援助

公 告

宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）第52条の規定により、平成21年度における各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成22年 7月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 保有個人情報の開示請求の状況

(1) 書面による開示請求

ア 書面による開示請求の処理状況

請求書受付件数	決定等の件数	決定等の内訳					
		開示	部分開示	不開示	不存在	却下	取下げ
14	15	10	4	0	1	0	0

(注 1) 1 件の開示請求につき、当該請求の内容により複数の保有個人情報が対象となり、それぞれの保有個人情報について決定が行われた例があるため、請求書受付件数と決定等の件数は一致しない。

(注 2) 決定等の内訳の不存在とは、保有個人情報の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

イ 実施機関別の処理状況

実施機関	決定等の件数	決定等の内訳					
		開示	部分開示	不開示	不存在	却下	取下げ
議 会	0	0	0	0	0	0	0
県 民 政 策 部	1	1	0	0	0	0	0
総 務 部	0	0	0	0	0	0	0

知 事	福 祉 保 健 部	1	1	0	0	0	0	0
	環 境 森 林 部	0	0	0	0	0	0	0
	商 工 観 光 労 働 部	0	0	0	0	0	0	0
	農 政 水 産 部	2	1	1	0	0	0	0
	県 土 整 備 部	0	0	0	0	0	0	0
	会 計 管 理 局	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	4	3	1	0	0	0	0
教 育 委 員 会	4	4	0	0	0	0	0	
選 挙 管 理 委 員 会	2	2	0	0	0	0	0	
人 事 委 員 会	1	1	0	0	0	0	0	
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0	
公 安 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	
警 察 本 部 長	3	0	3	0	0	0	0	
労 働 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	
公 営 企 業 管 理 者	0	0	0	0	0	0	0	

病院事業管理者	1	0	0	0	1	0	0
合 計	15	10	4	0	1	0	0

(2) 口頭による開示請求（簡易開示）の実施状況

実施機関		該 当 試験数	開 示 件 数
議 会		0	0
知 事	県 民 政 策 部	0	0
	総 務 部	2	0
	福 祉 保 健 部	17	80
	環 境 森 林 部	2	0
	商 工 観 光 労 働 部	6	13
	農 政 水 産 部	6	0
	県 土 整 備 部	1	0
	会 計 管 理 局	0	0
	小 計	34	93
教 育 委 員 会		4	686
選 挙 管 理 委 員 会		0	0
人 事 委 員 会		13	236
監 査 委 員		0	0
公 安 委 員 会		0	0
警 察 本 部 長		0	0
労 働 委 員 会		0	0
収 用 委 員 会		0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会		0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会		0	0
公 営 企 業 管 理 者		0	0
病 院 事 業 管 理 者		0	0
合 計		51	1,015

(注) 簡易開示については、実施機関があらかじめ口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を含め定め告示したものが対象となるが、現在において当該保有個人情報は、各実施機関が実施する採用試験や資格試験などの各種試験の結果のみである。

- 2 保有個人情報の訂正請求の状況
該当なし
- 3 保有個人情報の利用停止請求の状況
該当なし
- 4 不服申立ての件数
0 件

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、宮崎県営国民宿舎えびの高原荘及び宮崎県営えびの高原スポーツレクリエーション施設の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成22年7月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的次に掲げる公の施設の管理は、指定管理者に指定された一の法人その他の団体がこれらの施設を一体として行うものとする。

名 称	所 在 地	設 置 目 的
宮崎県営国民宿舎えびの高原荘	宮崎県えびの市大字末永 1,489番地	国民の健全なレクリエーションと健康増進に資するための施設
宮崎県営えびの高原スポーツレクリエーション施設		県民の健全なスポーツレクリエーションと体力の向上に資するとともに、国立公園の利用促進と本県観光の振興に寄与するための施設

- 2 指定期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- 3 指定管理者の業務
 - (1) 県営国民宿舎えびの高原荘及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設（以下「えびの高原施設」という。）の利用に関する業務
 - (2) えびの高原施設の維持及び保全に関する業務
 - (3) えびの高原施設に係る事業計画、決算等の業務
 - (4) その他宮崎県営国民宿舎えびの高原荘・宮崎県営えびの高原スポーツレクリエーション施設指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める業務
- 4 指定管理者が行う管理の基準
公の施設に関する条例第10条の4並びに宮崎県営国民宿舎管理規則（平成17年宮崎県規則第74号）第11条及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設管理規則（平成17年宮崎県規則第73号）第11条に規定する管理の基準による。
- 5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理者候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者には、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第 154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者には、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

7 指定管理者候補者の選定に係る審査基準

- (1) 利用者の平等な利用が確保されていること。
- (2) 事業計画の内容が、えびの高原施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画の内容が、えびの高原施設の管理に係る経費の削減が図られるものであること。
- (4) 事業計画の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (5) 事業計画の内容が、地域への貢献及び地域との連携を考慮したものであること。

8 指定管理者候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書及び募集要領で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県営国民宿舎等指定管理者候補者選定委員会が審査を行い、指定管理者候補者を選定するものとする。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県商工観光労働部観光推進課総務計画担当 宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985（26）7104
- (2) 配布期間 平成22年7月28日から平成22年9月27日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時まで

10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は郵送すること（郵便にあっては、書留郵便に限るものとし、提出期間内に必着のこと。）。
- (2) 提出期間 平成22年9月13日から平成22年9月27日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時

まで

- 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問い合わせ先
宮崎県商工観光労働部観光推進課総務計画担当 宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985（26）7104
- 12 その他
この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第 7 号）第10条の 2 の規定により、宮崎県営国民宿舎高千穂荘の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成22年7月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的
 - (1) 名称 宮崎県営国民宿舎高千穂荘（以下「高千穂荘」という。）
 - (2) 所在地 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井字御塩井 1,037 番地の 4
 - (3) 設置目的 国民の健全なレクリエーションと健康増進に資するための施設
- 2 指定期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- 3 指定管理者の業務
 - (1) 高千穂荘の利用に関する業務
 - (2) 高千穂荘の維持及び保全に関する業務
 - (3) 高千穂荘に係る事業計画及び決算等の業務
 - (4) その他宮崎県営国民宿舎高千穂荘指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める業務
- 4 指定管理者が行う管理の基準
公の施設に関する条例第10条の 4 及び宮崎県営国民宿舎管理規則（平成17年宮崎県規則第74号）第11条に規定する管理の基準による。
- 5 指定管理者の指定方法
知事は、申請のあったものの中から、指定管理者候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。
- 6 指定管理者指定の申請に必要な資格
 - (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
 - (2) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
 - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者には、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第 154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者には、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。

- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
 - (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
 - (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- 7 指定管理者候補者の選定に係る審査基準
- (1) 利用者の平等な利用が確保されていること。
 - (2) 事業計画の内容が、高千穂荘の効用を最大限に発揮するものであること。
 - (3) 事業計画の内容が、高千穂荘の管理に係る経費の削減が図られるものであること。
 - (4) 事業計画の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
 - (5) 事業計画の内容が、地域への貢献及び地域との連携を考慮したものであること。
- 8 指定管理者候補者の選定方法
- 提出された指定管理者指定申請書及び募集要領で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県国民宿舎等指定管理者候補者選定委員会が審査を行い、指定管理者候補者を選定するものとする。
- 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間
- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県商工観光労働部観光推進課総務計画担当 宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7104
 - (2) 配布期間 平成 22 年 7 月 28 日から平成 22 年 9 月 27 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間
- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は郵送すること（郵便にあっては、書留郵便に限るものとし、提出期間内に必着のこと。）。
 - (2) 提出期間 平成 22 年 9 月 13 日から平成 22 年 9 月 27 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問い合わせ先
宮崎県商工観光労働部観光推進課総務計画担当 宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7104
- 12 その他
この募集に関する詳細は、募集要領による。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、宮丸土地改良区（国富町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成 22 年 7 月 26 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	郡 典 満	国富町大字宮王丸 410 番地

理 事	郡 康 人	国富町大字宮王丸 575 番地
理 事	池 田 早 人	国富町大字宮王丸 273 番地
理 事	郡 義 富	国富町大字宮王丸 509 番地
理 事	木 戸 豊	国富町大字宮王丸 491 番地 5
理 事	郡 秀 明	国富町大字宮王丸 388 番地
理 事	長 峰 策 夫	国富町大字宮王丸 335 番地 1
理 事	郡 和 市	国富町大字宮王丸 291 番地 2
理 事	横 山 泰 文	国富町大字本庄 2527 番地 4
理 事	鈴 木 孝 雄	国富町大字本庄 916 番地 2
監 事	服 部 宗 行	国富町大字宮王丸 438 番地
監 事	郡 行 俊	国富町大字宮王丸 405 番地 2
監 事	郡 一 利	国富町大字宮王丸 427 番地 イ

（任期：平成 24 年 3 月 31 日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	郡 一 利	国富町大字宮王丸 427 番地 イ
理 事	郡 政 盛	国富町大字宮王丸 448 番地
理 事	享 保 吉 治	国富町大字宮王丸 574 番地
理 事	鶴 田 俊 則	国富町大字宮王丸 386 番地 1
理 事	郡 貴 淑	国富町大字宮王丸 496 番地 3
理 事	郡 弘	国富町大字宮王丸 342 番地 1
理 事	長 嶺 一 夫	国富町大字宮王丸 346 番地
理 事	吉 野 秀 子	国富町大字宮王丸 294 番地 2
理 事	赤 星 宗 應	国富町大字本庄 2439 番地 1
理 事	鈴 木 益 夫	国富町大字本庄 941 番地
監 事	服 部 宗 行	国富町大字宮王丸 438 番地
監 事	長 嶺 仁 英	国富町大字宮王丸 260 番地
監 事	郡 行 俊	国富町大字宮王丸 405 番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、下本庄土地改良区（国富町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年 7月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	松 原 貞 男	国富町大字本庄2587番地
理 事	長 友 久	国富町大字本庄2589番地
理 事	児 玉 悦 明	国富町大字本庄2403番地
理 事	宮 永 實 和	国富町大字本庄4022番地ロ号
理 事	日 高 資 晃	国富町大字本庄4193番地
監 事	木 下 喜 八 郎	国富町大字本庄7015番地 1
理 事	郡 政 盛	国富町大字宮王丸448番地
理 事	岩 切 義 明	国富町大字本庄4512番地 2
理 事	岩 切 宏 樹	国富町大字本庄4267番地
監 事	吉 野 次 義	国富町大字本庄2442番地
監 事	横 山 一 英	国富町大字本庄4420番地

(任期：平成24年 3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	岩 切 久 佳	国富町大字本庄2466番地 1
理 事	隈 元 昭 二	国富町大字本庄2515番地 2
理 事	佐 藤 房 巳	国富町大字本庄6934番地
理 事	宮 永 實 和	国富町大字本庄4022番地ロ号
理 事	日 高 資 晃	国富町大字本庄4193番地
理 事	福 嶋 進 二	国富町大字本庄1695番地 4
理 事	池 田 昭 彦	国富町大字宮王丸 335番地 2
理 事	岩 切 義 明	国富町大字本庄4512番地 2

理 事	巢 山 保 男	国富町大字本庄2700番地 1
監 事	木 下 喜 八 郎	国富町大字本庄7015番地 1
監 事	長 友 芳 樹	国富町大字本庄2633番地 3

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、一ツ瀬川土地改良区（西都市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年 7月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	杉 田 正 孝	西都市大字穂北1942番地イ
理 事	緒 方 一 美	西都市大字三宅8900番地
理 事	池 田 洋 文	西都市大字茶臼原 438番地
理 事	児 玉 忠	西都市大字三宅3227番地 1
理 事	赤 澤 英 徳	高鍋町大字上江2420番地
理 事	大 谷 昇	高鍋町大字上江6646番地 3
理 事	黒 木 秀 也	高鍋町大字上江2703番地 4
理 事	緒 方 博 俊	高鍋町大字南高鍋8730番地
理 事	大 坪 鉄 夫	新富町大字日置1566番地
理 事	児 玉 佳 之	新富町大字新田8386番地
理 事	高 山 幸 男	新富町大字新田 15181番地 1
理 事	安 藝 眞 充	新富町大字新田 16925番地11
理 事	黒 木 義 博	新富町大字三納代1234番地
理 事	荒 木 孝 男	新富町大字日置1666番地 2
理 事	黒 木 泰 三	木城町大字川原1250番地
理 事	関 谷 幸 市	木城町大字椎木1793番地 1
理 事	山 田 秋 吉	木城町大字椎木 268番地
監 事	緒 方 衛	西都市大字三宅8911番地
監 事	仲 武 正 憲	高鍋町大字南高鍋8670番地

監 事	久 保 一 美	木城町大字椎木1003番地 3
-----	---------	-----------------

（任期：平成26年 3 月29日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	黒 木 泰 三	木城町大字川原1250番地
副理事長	清 孝 二	新富町大字三納代2103番地 2
副理事長	関 谷 幸 市	木城町大字椎木1793番地 1
副理事長	赤 澤 英 徳	高鍋町大字上江2420番地
副理事長	緒 方 一 美	西都市大字三宅8900番地
理 事	児 玉 佳 之	新富町大字新田8386番地
理 事	荒 木 孝 男	新富町大字日置1666番地 2
理 事	高 山 幸 男	新富町大字新田 15181番地 1
理 事	松 下 光 男	高鍋町大字南高鍋8254番地 2
理 事	大 坪 鉄 夫	新富町大字日置1566番地
理 事	緒 方 博 俊	高鍋町大字南高鍋8730番地
理 事	田 中 國 雄	木城町大字椎木2242番地 1

理 事	杉 田 正 孝	西都市大字徳北1942番地 4
理 事	児 玉 忠	西都市大字三宅3227番地 1
理 事	安 藝 眞 充	新富町大字新田 16925番地11
理 事	大 谷 昇	高鍋町大字上江6646番地 3
監 事	緒 方 衛	西都市大字三宅8911番地
監 事	仲 原 稔	新富町大字新田15240番地 1

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成22年 7 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
小林市真方字中嶋 4878番 4 外15筆 4878番 3 の一部 4878番 5 の一部 4879番 4 の一部 4892番 2 の一部 4894番 2 の一部 4894番 5 の一部	小林市細野1321番地 こばやし農業協同組合

人事委員会規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 7 月26日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第21号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（勤勉手当に係る勤務期間）</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間（外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員にあっては、これらに相当する期間）を除算する。</p> <p>（1）～（6） [略]</p> <p>（7） 負傷又は疾病（公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第 121号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益的法人等派遣職員の公益的法人等派遣条</p>	<p>（勤勉手当に係る勤務期間）</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間（外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員にあっては、これらに相当する期間）を除算する。</p> <p>（1）～（6） [略]</p> <p>（7） 負傷又は疾病（公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第 121号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益的法人等派遣職員の公益的法人等派遣条</p>

例第 2 条第 3 項第 1 号に規定する派遣先団体において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第 7 条第 2 項に規定する通勤（当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病を除く。）に係る休暇の期間から職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号。次号において「勤務時間等条例」という。）第 2 条第 5 項に規定する週休日並びに給与条例第 6 条の 8 に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等（次号において「週休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(8)～(12) [略]

例第 2 条第 3 項第 1 号に規定する派遣先団体において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第 7 条第 2 項に規定する通勤（当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病を除く。）に係る休暇の期間から職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号。以下「勤務時間等条例」という。）第 2 条第 5 項に規定する週休日、勤務時間等条例第 9 条の 3 第 1 項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日並びに給与条例第 6 条の 8 に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等（次号において「週休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(8)～(12) [略]

附 則

この規則は、平成22年 8 月 1 日から施行する。

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 7 月26日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第22号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当）</p> <p>第11条 [略]</p>	<p>（時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当）</p> <p>第11条 [略]</p>
<p>第12条 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は、前条本文の規定にかかわらず、職員が第 5 条に規定する非常の場合の費用に充てるために請求した場合には、その日までの分をその際支給するものとし、職員が離職し又は死亡した場合には、離職し又は死亡した日までの分をその際支給することができるものとする。</p>	<p>2 職員が勤務時間等条例第 9 条の 3 第 1 項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「次の」とあるのは、「勤務時間等条例第 9 条の 3 第 1 項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する給与期間の次の」とする。</p>
<p>第13条 任命権者は、時間外勤務等命令簿を作成し、職員に時間外勤務、休日勤務（休日勤務手当に関する規則（昭和48年宮崎県人事委員会規則第 7 号）に定める日の勤務を含む。以下同じ。）夜間勤務及び宿日直勤務を命じた場合は、そのつど任命権者が指名した者（以下「勤務時間管理員」という。）にその年月日、職員の氏名並びに時間外勤務、休日勤務、夜間勤務又は宿日直勤務の区別及びそれぞれの手当の支給割合別の時間数（宿日直勤務にあっては、その勤務 1 回の時間数）をこれに記入させた上、自ら押印するものとする。</p>	<p>第13条 任命権者は、時間外勤務等命令簿を作成し、職員に時間外勤務、時間外勤務代休時間の勤務、休日勤務（休日勤務手当に関する規則（昭和48年宮崎県人事委員会規則第 7 号）に定める日の勤務を含む。以下同じ。）<u>夜間勤務及び宿日直勤務を命じた場合は、そのつど任命権者が指名した者（以下「勤務時間管理員」という。）にその年月日、職員の氏名、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務又は宿日直勤務の区別及びそれぞれの手当の支給割合（その割合が 100分の 150又は 100分の 175である時間外勤務手当の支給割合にあっては、県給与条例第 6 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる勤務（職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年宮崎県条</u></p>

<p>2 [略]</p>	<p>例第 6 号）第 15 条（育児休業法第 17 条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた県給与条例第 6 条の 7 第 1 項ただし書又は第 2 項に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務（以下この号において「7 時間 45 分内勤務」という。）を除く。）、7 時間 45 分内勤務及び県給与条例第 6 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げる勤務の別並びに同条第 4 項の規定の適用の有無の別の支給割合）別の時間数（宿日直勤務にあっては、その勤務 1 回の時間数）並びに時間外勤務代休時間にした勤務の時間数及び当該勤務の県給与条例第 6 条の 7 第 5 項に規定する減じた割合別の時間数をこれに記入させた上、自ら押印するものとする。</p> <p>2 [略]</p>
--------------	--

附 則

この規則は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

休日勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 7 月 26 日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第 23 号

休日勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

休日勤務手当に関する規則（昭和 48 年宮崎県人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（休日勤務手当の支給される日）</p> <p>第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）第 6 条の 8 前段の人事委員会規則で定める日は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和 28 年宮崎県条例第 43 号。以下「勤務時間等条例」という。）第 2 条第 5 項に規定する週休日に当たる勤務時間等条例第 4 条に規定する祝日法による休日の直後の勤務日等（勤務時間等条例第 4 条の 2 に規定する勤務日等をいう。以下この条において同じ。）（当該正規の勤務日が給与条例第 6 条の 8 に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等又は次条の人事委員会が指定する日（以下この条において「休日等」という。）に当たるときは、当該休日等の直後の勤務日等）とする。ただし、職員の勤務時間の割振りの事情により、各任命権者が他の日とすることについて人事委員会の承認を得たときは、その日とする。</p>	<p>（休日勤務手当の支給される日）</p> <p>第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）第 6 条の 8 前段の人事委員会規則で定める日は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和 28 年宮崎県条例第 43 号。以下「勤務時間等条例」という。）第 2 条第 5 項に規定する週休日に当たる勤務時間等条例第 4 条に規定する祝日法による休日の直後の勤務日等（勤務時間等条例第 4 条の 2 に規定する勤務日等をいう。以下この条において同じ。）（当該正規の勤務日が給与条例第 6 条の 8 に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等、<u>勤務時間等条例第 9 条の 3 第 1 項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日</u>又は次条の人事委員会が指定する日（以下この条において「休日等」という。）に当たるときは、当該休日等の直後の勤務日等）とする。ただし、職員の勤務時間の割振りの事情により、各任命権者が他の日とすることについて人事委員会の承認を得たときは、その日とする。</p>

附 則

この規則は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

時間外勤務代休時間の指定に関する規則をここに公布する。

平成 22 年 7 月 26 日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第 24 号

時間外勤務代休時間の指定に関する規則

（時間外勤務代休時間の指定期間）

第 1 条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和 28 年宮崎県条例第 43 号。以下「条例」という。）第 9 条の 3 第 1 項の人事委員会規則で定める期間は、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）第 6 条の 7 第 4 項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間に係る月（次条において「60 時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする 2 月後の日までの期間とする。

（時間外勤務代休時間の指定）

第 2 条 任命権者は、条例第 9 条の 3 第 1 項の規定に基づき時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前条に規定する期間内にある条例第 2 条第 6 項から第 8 項までの規定により勤務時間が割り振られた日（条例第

4条に規定する休日及び代休日（条例第4条の2第1項に規定する代休日をいう。）を除く。第4条において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第6条の7第4項の規定の適用を受ける時間（以下「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

- (1) 給与条例第6条の7第1項第1号に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。） 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数
- (2) 職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮崎県条例第6号。以下この号において「育児休業条例」という。）第15条（育児休業条例第21条第2項において準用する場合を含む。）により読み替えられた給与条例第6条の7第1項ただし書又は第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数
- (3) 給与条例第6条の7第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数
- (4) 給与条例第6条の7第3項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数
（時間外勤務代休時間の指定単位）

第3条 前条の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分（年次休暇（条例第6条第1項に規定する年次休暇をいう。）の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間）を単位として行うものとする。

（時間外勤務代休時間を指定する時間帯）

第4条 任命権者は、条例第9条の3第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1条に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

（時間外勤務代休時間の指定を希望しない申出）

第5条 任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

（60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保）

第6条 任命権者は、条例第9条の3第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前条に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

（雑則）

第7条 時間外勤務代休時間の指定の手續に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

休日の代休日の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年7月26日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第25号

休日の代休日の指定に関する規則の一部を改正する規則

休日の代休日の指定に関する規則（平成8年宮崎県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（代休日として指定する勤務日等）</p> <p>第1条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号。以下「条例」という。）第4条の2第1項の規定に基づく代休日（同項に規定する代休日をいう。以下同じ。）の指定は、勤務することを命じた休日（条例第4条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日をいう。以下同じ。）を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた条例第4条の2第1項に規定する勤務日等（<u>休日</u>を除く。）について行わなければならない。</p>	<p>（代休日として指定する勤務日等）</p> <p>第1条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号。以下「条例」という。）第4条の2第1項の規定に基づく代休日（同項に規定する代休日をいう。以下同じ。）の指定は、勤務することを命じた休日（条例第4条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日をいう。以下同じ。）を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた条例第4条の2第1項に規定する勤務日等（<u>条例第9条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日</u>を除く。）について行わなければならない。</p>

附 則

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

人事委員会告示

宮崎県人事委員会告示第 4 号

有給休暇の承認の基準（昭和28年宮崎県人事委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正し、平成22年 8 月 1 日から施行する。
平成22年 7 月26日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 main columns: 改正前 (Before Amendment) and 改正後 (After Amendment). Each column contains a table with headers: 原 (Original), 因 (Cause), 承認の基準 (Approval Criteria). The 'Approval Criteria' column in the 'After' table has underlined text indicating changes. A '備考' (Notes) section is also present at the bottom of each column.

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第14号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成22年 7 月26日

宮崎県公安委員会委員長 野 中 玄 雄

1 検定の種別、級及び検定実施日時

Table with 3 columns: 種別 (Type), 級 (Grade), 実施日時 (Implementation Date/Time). Row 1: 施設警備 (Facility Security), 1 級 (1st Grade), 平成22年10月23日（土）午前 9 時から午後 5 時ころまでの間.

※ 当日の受付は、午前 8 時30分から午前 9 時までに済ませること。

2 実施場所

鹿児島市鴨池新町10番 1 号

鹿児島県警察本部

3 定員

15人（鹿児島県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、受付先着順とする。）

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

(1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 8 条第 1 号に該当する者

(2) 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として、都道府県公安委員会から施設警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

5 検定申請手続

(1) 受付期間、時間

平成22年 9 月 6 日（月）から 9 月17日（金）まで（土、日

を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所지를疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）

エ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

オ 施設警備2級検定合格証明書の写し及び施設警備2級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面（検定規則第8条第1号に規定する者）

カ 1級検定受験資格認定書（検定規則第8条第2号に規定する者に限る。）

キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 施設警備業務の管理に関すること。

オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 施設警備業務の管理に関すること。

ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号0985-31-0110）に行うこと。

--	--